

郡山三穂田温泉デイサービスセンター〈通所型サービスの運営規定〉

第1条（事業の目的）

アムリタケアサービス株式会社が開設する郡山三穂田温泉デイサービスセンター(以下「事業所」という。)が行う地域密着型所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相談員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が要介護状態にある利用者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

地域密着型通所介護の提供にあたって、事業所の生活相談員等は要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、必要な日常生活上の介護及び機能訓練の援助を行う事によって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 郡山三穂田温泉デイサービスセンター
所在地 福島県郡山市三穂田町富岡字本郷 62-1

第4条（職員の職種、員数及び職務の内容）

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
管理者は事業所の運営、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
生活相談員 1名以上
介護職員 3名以上
機能訓練指導員 1名以上
従業者は、地域密着型通所介護の提供にあたる。
- ③ その他
運転手 事務職員（非常勤専従）

第5条（営業日及び営業時間）

- ① 営業日は月曜日から土曜日とする。ただし、8月13日から8月15日及び12月29日から1月3日を除く。
- ② 営業時間は午前8時30分より午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間は午前9時から午後4時15分までとする。

第6条（利用定員）

指定通所介護の利用定員は次のとおりとする。

1単位 10名

第7条（指定通所介護の内容）

地域密着型通所介護の内容は次のとおりとする。

サービス内容

通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、機能訓練、レクリエーション等その他必要な介護の提供。

利用料金等

① 利用料・その他の費用

指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用額は、市町村が定める基準によるものとし、当該指定地域密着型通所介護が法廷受領サービスであるときは、厚生労働大臣が定める基準額の1割～3割の額までとします。

・処遇改善加算Ⅰとして月利用単位数×5.9%の1割～3割を額とします

※介護保険の給付範囲を超えたサービス利用は全額自己負担、通常事業実施地域以外の地域の送迎費負担はなし。

※一部負担金（三割）は平成30年8月から適用。

② 実費負担料

食事・おやつ	650円／1回
レクリエーション費	実費
リハビリパンツ・おむつ等	150円／1枚
歯ブラシ	150円／1本
その他日用品等	実費

第8条（非常災害の対策－防災・風水害・地震等）

具体的な計画の作成と避難経路・避難場所の把握確認。

管理者は、施設の置かれた状況により、火災、風水害、地震その他の災害の態様に応じ、非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難・救出訓練を実施するものとする。

第9条（感染症対策）

感染症マニュアルと予防対策の作成。

第10条（人権の尊重）

当事業所において、いかなる場合でも身体拘束・虐待行為を行わない。また個人情報保護に基づき秘密保持に努め、それに伴う従業員の倫理教育の充実を図る。

第11条（苦情対応）

事業者は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口及び担当者の設置など必要な措置を講じます。

2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、福島県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、福島県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

第 12 条（事業を行う区域）

郡山市内とする。

第 13 条（緊急時における対応方法）

通所型サービスの提供中に、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡を行う等の措置を講ずる。

第 14 条（事故発生時の対応）

利用者に対する通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第 15 条（サービス利用に当たっての留意事項）

利用者はサービス提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 1 管理者および職員による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- 2 送迎前、送迎中、サービス利用中に係らず、健康状態に異常がある場合には、遅延なくその旨を管理者および職員に連絡し、症状に応じたサービスの提供を受けるようにすること。
- 3 飲酒は禁止、喫煙は所定の場所以外は禁止とする。
- 4 金銭、貴重品は原則施設内に持ち込まない。
- 5 利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止する。
- 6 施設内の設備、備品等の利用に際しては、管理者および職員の指示に従い十分に注意すること。
- 7 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者および職員が必要と認めたものは、持参することとする。
- 8 家族等、緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
- 9 利用開始時には、必ず介護保険被保険者証および健康保険被保険者証の提示を行うこと。
- 10 第 8 条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

第 16 条（運営推進会議）

地域密着型通所介護事業所の適正な運営の確保とサービスの質の向上に寄与し、地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスにするために、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね 6 月に 1 回以上とする。
- 3 運営推進会議の構成員は、利用者・利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員及び地域密着型通所介護について知見を有する者とする。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス提供内容の報告・評価、地域との意見交換・交流等 とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

第 17 条（その他運営に関する重要事項）

（ア）職員に対する研修

事業者は、従業者の資質の向上を図るため、採用時研修（採用後 6 カ月以内）及び継続研修（年 2 回以上）の機会を確保します。

（イ）秘密保持

事業者及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

2 事業者は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。

4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合には、利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。

5 事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

附則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

郡山三穂田温泉デイサービスセンター

〈介護予防・日常生活支援総合事業の運営規程〉

第1条（事業の目的）

アムリタケアサービス株式会社が開設する郡山三穂田温泉デイサービスセンター(以下「事業所」という。)が行う介護予防・日常生活支援総合事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相談員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が要支援状態にある利用者に対し、適正な通所型サービスを提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

通所型サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む事ができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 郡山三穂田温泉デイサービスセンター
所在地 福島県郡山市三穂田町富岡字本郷6-2-1

第4条（職員の職種、員数及び職務の内容）

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
管理者は事業所の運営、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
生活相談員 1名以上
介護職員 3名以上
機能訓練指導員 1名以上
従業者は、通所型サービスの提供にあたる。
- ③ その他
運転手 事務職員（非常勤専従）

第5条（営業日及び営業時間）

- ① 営業日は月曜日から土曜日とする。ただし、8月13日から8月15日及び12月29日から1月3日を除く。
- ② 営業時間は午前8時30分より午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間は午前9時から午後4時15分までとする。

第6条（利用人員）

通所型サービスの利用定員は次のとおりとする。

1単位 10名

第7条（通所型サービスの内容）

通所型サービスの内容は次の通りとする。

通所型サービス内容

通所型サービス計画に沿って、送迎、食事の提供、機能訓練、レクリエーション等その他必要な支援の提供。

利用料金等

① 利用料・その他の費用

指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定地域密着型通所介護が法廷受領サービスであるときは、厚生労働大臣が定める基準額の1割～3割の額までとします。

また、処遇改善加算Ⅰとして月利用単位数×5.9%の1割～3割を額とします

※介護保険の給付範囲を超えたサービス利用は全額自己負担、通常事業実施地域以外の地域の送迎費負担はなし。

※一部負担金（三割）は平成30年8月から適用。

② 実費負担料

食事・おやつ 650円／1回

レクリエーション費 実費

リハビリパンツ・おむつ等 150円／1枚

歯ブラシ 150円／1本

その他日用品等 実費

※介護保険の給付範囲を超えたサービス利用は全額自己負担、通常事業実施地域以外の地域の送迎費負担はなし。

※一部負担金（三割）は平成30年8月から適用。

第8条 非常災害の対策（防災・風水害・地震等）

具体的な計画作成 避難経路・避難場所の把握確認。

管理者は、施設の置かれた状況により、火災、風水害、地震その他の災害の態様に応じ、非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難・救出訓練を実施するものとする。

第9条 感染症対策

感染症マニュアルの作成と予防対策

第10条（人権の尊重）

当事業所においては、いかなる場合も身体拘束、虐待行為を行わないことと、それに伴う従業員の倫理教育の充実を図り、また個人情報保護に基づき秘密保持に努める。

第11条（苦情対応）

1 事業者は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口及び担当者の設置など必要な措置を講じます。

2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、福島県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、福島県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

第 12 条（事業を行う区域）

郡山市内とする。

第 13 条（緊急時における対応方法）

通所型サービスの提供中に、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡を行う等の措置を講ずる。

第 14 条（事故発生時の対応）

利用者に対する通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第 15 条（サービス利用に当たっての留意事項）

利用者はサービス提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 11 管理者および職員による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- 12 送迎前、送迎中、サービス利用中に係らず、健康状態に異常がある場合には、遅延なくその旨を管理者および職員に連絡し、症状に応じたサービスの提供を受けるようにすること。
- 13 飲酒は禁止、喫煙は所定の場所以外は禁止とする。
- 14 金銭、貴重品は原則施設内に持ち込まない。
- 15 利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止する。
- 16 施設内の設備、備品等の利用に際しては、管理者および職員の指示に従い十分に注意すること。
- 17 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者および職員が必要と認めたものは、持参することとする。
- 18 家族等、緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
- 19 利用開始時には、必ず介護保険被保険者証および健康保険被保険者証の提示を行うこと。
- 20 第 8 条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

第 16 条（運営推進会議）

地域密着型通所介護事業所の適正な運営の確保とサービスの質の向上に寄与し、地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスにするために、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね 6 月に 1 回以上とする。
- 3 運営推進会議の構成員は、利用者・利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員及び地域密着型通所介護について知見を有する者とする。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス提供内容の報告・評価、地域との意見交換・交流等 とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

第 17 条（その他運営に関する重要事項）

（ア）職員に対する研修

事業者は、従業者の資質の向上を図るため、採用時研修（採用後 6 カ月以内）及び継続研修（年 2 回以上）の機会を確保します。

(イ) 秘密保持

事業者及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

2 事業者は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。

4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合には、利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。

5 事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

附則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。